

建築物等の壁面の位置の制限とそれに伴う高さの計測基準について

嶋ノ前地区

建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離を1.5m以上とする。
ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。

- ① 軒高2.3m以下の車庫（カーポートを含む）、物置その他これらに類するもの（この場合、道路境界線までの距離は1.0m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上でなければならない）
- ② 道路の角切りに面する部分（道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。）
- ③ 隣地境界線に面する部分の床面積に算入されない出窓（隣地境界線までの距離は、1.0m以上）
- ④ 間口若しくは奥行きが1.1m未満の敷地（新地境界線までの距離は1.0m以上とする。）
- ⑤ 公共公益上必要な建築物等で、用途上及び構造上止むを得ないもの

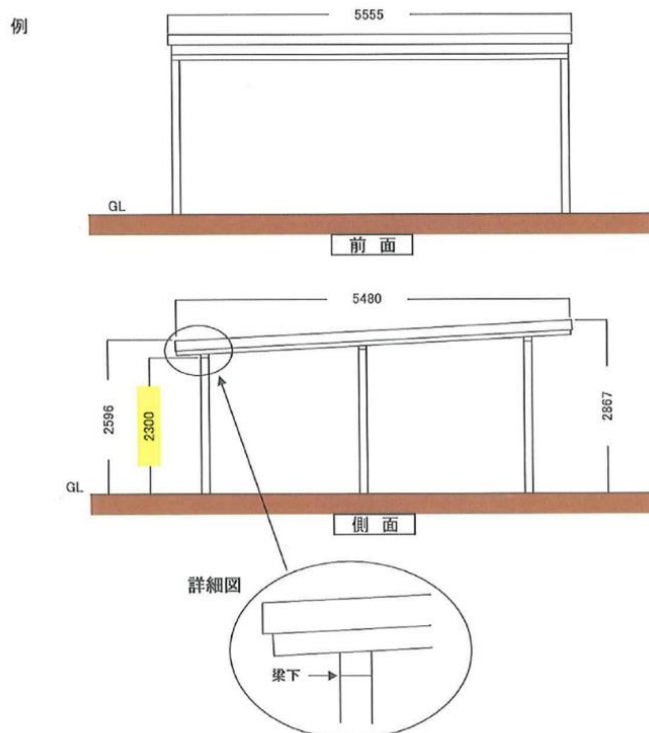
近江南地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離を1.5m以上、隣地境界線までの距離を1.2m以上とする。

ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

- ① 軒の高さが2.3m以下の車庫・物置等（道路境界線及び隣地境界線までの距離は、それぞれ1.0m以上、0.5m以上とすることができる。）
- ② 道路の角切りに面する部分（道路境界線までの距離は、1.0m以上とすることができる。）
- ③ 歩道が設置されている道路部分（道路境界線から1.0m以上とすることができる。）

車庫の高さ基準



※上記の例のように、軒高の計測基準はGLから梁下までの高さです。